日本スポーツとジェンダー学会「功労賞」規約

2015 年 9 月 30 日　承認
2015 年 10 月 25 日　改訂

（目的）
第 1 条　スポーツとジェンダー学会会則第 3 条に定める目的を達成するために、日本スポーツとジェンダー学会「功労賞」（以下、功労賞と記す）を設ける。
（対象）
第 2 条　本賞は、永年にわたって本学会の運営や発展に著しく貢献し、さらにスポーツとジェンダーに関わる学術研究あるいは実践に顕著な貢献を残した正会員に授与する。
（推薦）
第 3 条　本賞の候補者推薦は、理事会に対し、理事を含む 3 名以上の正会員の推薦によるものとする。推薦にあたっては、学会所定の推薦書に被推薦者の氏名、推薦理由等を明記し、推薦正会員の署名、捺印の上、提出する。
（推薦期間）
第 4 条　本賞は偶数年度の総会において表彰されるものとし、その前年度末までの功績に対し、当該偶数年 4 月末までに推薦された人を対象とする。
（受賞者の決定）
第 5 条　受賞者の決定は功労賞選考委員会（以下、選考委員会と記す）が行う。
（功労賞選考委員会）
第 6 条　選考委員会委員は理事会が選任し、会長が委嘱する。選考委員長は選考委員の互選とする。選考委員は自らが被推薦者または推薦者となった場合は、選考に従事することはできない。
（表彰等）
第 7 条　受賞者の表彰は、偶数年度の総会において、選考委員長が選考経過を報告の上、賞状を授与する。
（規約の改廃）
第 8 条　この規約の改廃は、理事会の議決による。

付則
この規約は、2015 年 9 月 30 日から施行する。